○保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領の制定について（通達）

平成３年６月２９日

福岡県警察本部内訓第１４号

この度、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領を次のとおり制定し、７月１日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第１　総則

１　趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号。以下「法」という。）第８条から第１０条まで、第１２条及び第１３条第２項の規定に基づき、警察署長及び公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

２　準拠

この要領に関する事務の取扱いについては、次に掲げる法令その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

（１）　自動車の保管場所の確保等に関する法律

（２）　自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成２年法律第７４号。以下「改正法」という。）

（３）　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和３７年政令第３２９号。以下「令」という。）

（４）　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号。以下「施行規則」という。）

（５）　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号）

（６）　自動車の運行供用の制限に関する規則（平成３年福岡県公安委員会規則第７号。以下「運行供用制限規則」という。）

３　用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

（１）　自動車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

（２）　保管場所　車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、令第１条で定める要件を備えたものをいう。

（３）　保有者　自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

（４）　運送事業用自動車　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第２項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業（自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。）の用に供する自動車をいう。

（５）　自家用自動車　運送事業用自動車以外の自動車をいう。

（６）　適用地域　自家用自動車の使用の本拠の位置が、法附則第４項の規定により、法第８条から第１０条までの規定が適用される地域をいう。

（７）　所属　警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。

（８）　道路　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

第２　適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

１　通知

（１）　通知事案の認知等

警察官は、法第８条の規定による通知（以下「通知」という。）の要件に該当すると認められる事案（以下「通知事案」という。）に係る自動車を発見し、又は認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうか等必要な事項を調査し、通知事案報告書（様式第１号）に現認報告書の写しその他の捜査書類等を添付の上、自己の属する所属の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

（２）　所属長から通知事案所轄警察署長等への送付

ア　警察署長以外の所属長の場合

（１）の報告を受けた警察署長以外の所属長は、当該通知事案に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「通知事案所轄警察署長」という。）に対し、通知事案送付書（様式第２号）に通知事案報告書及び関係書類を添付の上送付するものとする。この場合において、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るときは、当該通知事案に係る自動車を発見し、又は認知した場所を管轄する警察署長に対し、送付するものとする。

イ　警察署長の場合

（１）の報告を受けた警察署長は、自動車の使用の本拠の位置が当該警察署の管轄区域外に在るときは、通知事案所轄警察署長に対し、通知事案送付書に通知事案報告書及び関係書類を添付の上送付するものとする。ただし、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るときは、この限りでない。

（３）　通知事案報告書の審査

（１）の報告又は（２）の送付を受けた警察署長は、次の事項について審査するものとする。

ア　通知事案に該当すること。

イ　事実の認定について誤りがないこと。

ウ　通知事案報告書及び関係書類の記載内容に不備がないこと。

（４）　保管場所の確保状況の照会等

警察署長は、審査の結果、通知事案に係る自動車と認めたときは、当該保有者に対し、自動車保管場所確保状況照会書（様式第３号。以下「確保状況照会書」という。）に自動車保管場所確保状況回答書（様式第４号。以下「確保状況回答書」という。）を添付の上交付して、保管場所の確保状況を照会するものとする。

なお、保管場所の確保状況の回答は、確保状況回答書により、確保状況照会書を交付した日から起算して１５日以内に求めるものとする。

（５）　報告又は資料の提出の要求

ア　上申

警察署長は、（３）の審査又は（４）の確保状況回答書による回答がなく、若しくはその内容に疑義がある場合において、法第１２条の規定による報告又は資料の提出（以下「報告又は資料の提出」という。）を求める必要があると認めるときは、報告・資料の提出要求上申書（様式第５号。以下「要求上申書」という。）により、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経由して交通部長に上申するものとする。

イ　書面による要求

アの上申を受けた交通部長は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、報告・資料提出要求書（様式第６号。以下「要求書」という。）に所要の事項を記載し報告・資料提出回答書（様式第７号）を添付の上、当該上申を行った警察署長を通じて使用の本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該保管場所の管理者に対し、要求書及び報告・資料提出回答書を交付して報告又は資料の提出を要求するものとする。

なお、報告又は資料の提出の期限については、要求書を交付した日から起算しておおむね１５日を経過した日を指定するものとする。

ウ　受領書の徴収

警察署長は、イの要求を行ったときは、報告・資料提出要求書受領書（甲）（様式第８号）を徴しておくものとする。

エ　回答内容の確認

報告・資料提出回答書の提出を受けた警察署長は、その内容について、現地調査等の方法により確認するものとする。

オ　交通部長への報告

報告・資料提出回答書を受領した警察署長は、その内容を交通指導課長を経由して交通部長に報告しなければならない。

（６）　通知

ア　通知の方法

警察署長は、確保状況照会書を交付した日から起算して１５日を経過しても確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有する自動車については、通知書（様式第９号）に関係書類を添付の上、交通指導課長を経由して公安委員会に通知するものとする。

イ　添付書類

アの通知書に添付する関係書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とする。

（ア）　確保状況回答書の写し

（イ）　現認報告書の写し

（ウ）　その他通知事案の事実の証明に必要な資料

ウ　通知の方法の特例

警察署長は、通知の要件に該当する自動車を発見し、又は認知した場合において、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が他の公安委員会であるときは、公安委員会を経由して当該公安委員会に通知するものとする。この場合において、（４）の照会等は、行わないものとする。

２　自動車の運行供用の制限

（１）　審査

交通指導課長は、公安委員会が警察署長から１の（６）のアの規定による通知を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

ア　道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていると認められないこと。

イ　自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在ること。

ウ　改正法附則第２条第４項の規定により、法第９条の規定が適用できる自動車及びその保有者であること。

（２）　報告又は資料の提出の要求

ア　上申

交通指導課長は、（１）の審査において、報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、要求上申書により交通部長に上申するものとする。

イ　書面による要求

アの上申を受けた交通部長は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、要求書に所要の事項を記載し報告・資料提出回答書を添付の上、交通指導課長を通じて使用の本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該保管場所の管理者に対し、要求書及び報告・資料提出回答書を郵送して報告又は資料の提出を要求するものとする。

なお、報告又は資料の提出の期限については、要求書を郵送した日から起算しておおむね１５日を経過した日を指定するものとする。

ウ　受領書の徴収

交通指導課長は、イの要求を行うときは、報告・資料提出要求書受領書（乙）（様式第１０号）を同封するものとする。

エ　回答内容の確認

報告・資料提出回答書の提出を受けた交通指導課長は、その内容について、警察署長を通じて、現地調査等の方法により確認するものとする。

オ　交通部長への報告

報告・資料提出回答書を受領した交通指導課長は、その内容を交通部長に報告しなければならない。

（３）　聴聞手続及び処分事案の移送

交通指導課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当すると認めたときは、公安委員会が法第１０条に定める聴聞を行うための手続をとるものとする。ただし、処分事案に該当する自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（運行供用制限規則様式第３号）に１の（６）のイに規定する関係書類を添付の上、公安委員会を通じて当該公安委員会に対し、当該処分事案を移送するものとする。

（４）　処分の報告及び承認

ア　聴聞官（聴聞官及び意見聴取官に関する規程（平成６年福岡県警察本部訓令第３０号）に規定する聴聞官をいう。）は、主宰した聴聞の結果を、自動車運行供用制限処分決定書（様式第１１号）によって、公安委員会に報告し、承認を受けるものとする。

イ　交通指導課長は、聴聞を受ける者の所在が判明せず法第１０条第３項の規定に基づく聴聞の通知を、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第３項に規定する方法で行ったにもかかわらず、聴聞期日に出頭しない場合の行政手続法第２３条に規定する聴聞の終結を決定した場合は、所在不明者運行供用制限処分決定書（様式第１２号）によって、公安委員会に報告し、承認を受けるものとする。

（５）　処分の執行等

ア　自動車運行供用制限書の作成

公安委員会が処分を行うことを決定したときは、交通指導課長は、自動車運行供用制限書（運行供用制限規則様式第１号。以下「制限書」という。）及び標章（施行規則別記様式第６号。以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

イ　制限書及び運行禁止標章の送付

交通指導課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「処分地所轄警察署長」という。）に対し制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

ウ　処分の執行

制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る保有者に対し、制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章をはり付けるものとする。この場合において、当該処分に係る自動車が道路上にあるときは、道路上の場所以外の場所に移動させた上処分を行うものとする。

エ　処分の執行の際の留意事項

保有者に対し、処分を執行するときは、あらかじめ口頭で処分の理由を告知した後、制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続について告知するものとする。

オ　処分の執行等の結果の報告

（ア）　警察署長は、処分を執行したときは、速やかに、処分の執行の日時及び場所並びに制限書の交付者の氏名等を交通指導課長に電話連絡するとともに、自動車運行供用制限処分執行報告書（様式第１３号。以下「処分執行報告書」という。）に必要事項を記入の上、交通指導課長を経由して交通部長に報告しなければならない。

（イ）　警察署長は、当該処分に係る保有者が所在不明その他の理由により、イの送付を受けた日から８日以内に処分の執行ができなかったときは、自動車運行供用制限執行不能報告書（様式第１４号）に、制限書及び運行禁止標章を添付の上、交通指導課長を経由して交通部長に報告しなければならない。この場合において、交通部長は、制限書及び運行禁止標章を保管するものとする。

（ウ）　警察署長は、（イ）の場合において、その後執行可能となったときは、直ちに交通指導課長にその旨を電話連絡し、制限書及び運行禁止標章の送付を依頼しなければならない。

（６）　処分の解除

ア　保管場所の確保申告の受理

処分に係る保有者の自動車保管場所確保申告書（施行規則別記様式第７号。以下「確保申告書」という。）による保管場所の確保申告は、処分地所轄警察署長又は当該自

動車の保管場所の位置を管轄する警察署長（以下「保管場所所轄警察署長」という。）が受理するものとする。

イ　確認

保管場所の確保申告を受理した警察署長は、速やかに、次により保管場所の確保状況を確認するものとする。

（ア）　保有者が、保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で確保申告を行う場合は、保管場所標章（施行規則別記様式第４号）の表示

（イ）　（ア）以外の場合は、保管場所を確保していることを疎明する書面の提示

（ウ）　（ア）及び（イ）の方法によっても確認できたと認められない場合は、保管場所の確保状況に関し、保有者に対する質問、現地調査等

ウ　確認通知書の作成等

保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、自動車保管場所確認通知書（運行供用制限規則様式第２号。以下「確認通知書」という。）を作成の上、処分に係る保有者に対し、速やかに交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。この場合において、当該警察署長は、取り除いた運行禁止標章を焼却し、又は裁断するなど復元できないようにして廃棄するものとする。

エ　手続終了の報告等

確認通知書を交付し、及び運行禁止標章を取り除いた警察署長は、手続終了報告書（様式第１５号）により、交通指導課長を経由して公安委員会に報告するものとする。この場合において、当該警察署長が保管場所所轄警察署長のときは、確保申告書に、確認通知書を交付した旨及び運行禁止標章を取り除いた旨を明記の上、処分地所轄警察署長に送付するものとする。

オ　処分の解除の特例

他の公安委員会が処分した事案に係る確保申告書を受理した警察署長は、公安委員会を通じて当該公安委員会に対し、確保申告書に保管場所を確保した旨を明記の上転送するものとする。

（７）　処分の執行等の依頼等

ア　処分の執行等の依頼をする場合

公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、原則として、変更後の公安委員会に対し、当該処分の執行及び当該処分に係る保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除を依頼するものとする。この場合において、自動車運行供用制限処分執行等依頼書（様式第１６号）に制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付の上依頼するものとする。

イ　処分の執行の依頼を受けた場合

公安委員会が他の公安委員会から処分の執行の依頼を受けた場合は、交通指導課長は、速やかに処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行の依頼をした公安委員会に対し、処分執行報告書の写しを添付の上連絡するものとする。

ウ　処分の解除の依頼を受けた場合

公安委員会が他の公安委員会から処分の解除の依頼を受けた場合において、当該処分に係る自動車の保管場所の確保を確認した交通指導課長は、処分の解除の依頼をした公安委員会から確認通知書の送付を受け、当該自動車の保管場所を管轄する警察署長を通じて処分の解除の手続を行うものとし、当該警察署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の解除の依頼をした公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上連絡するものとする。

第３　適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

１　通知書

（１）　通知事案の認知及び報告等

警察官が通知の要件に該当する自動車を認知したときに係る運送事業用自動車については、第２の１の（１）、（２）及び（３）の手続を準用するものとする。

（２）　通知

警察署長は、通知事案に該当すると認めた場合は、通知書に必要な書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。この場合において、第２の１の（６）のイ及びウの手続を準用するものとする。

２　監督行政庁に対する通知

（１）　審査

交通指導課長は、公安委員会が警察署長から１の（２）の通知を受理したときは、当該通知事案について、法第１３条第２項の規定による運送事業を監督する行政庁（以下「監督行政庁」という。）に対する通知（以下「運送事業用自動車通知」という。）の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

（２）　運送事業用自動車の通知

交通指導課長は、（１）の審査の結果、運送事業用自動車通知を行う事案（以下「運送事業用自動車通知事案」という。）に該当するものと認めた場合は、運送事業用自動車通知書（様式第１７号）により、当該監督行政庁に通知するものとする。

（３）　運送事業用自動車通知事案の移送

交通指導課長は、運送事業用自動車通知事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（様式第１８号）に関係書類等を添付の上、当該公安委員会に移送するものとする。

第４　適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

１　自家用自動車に係る措置

警察署長は、適用地域外の地域に在る自家用自動車で、通知の要件に該当すると認めた場合には、当該保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

２　運送事業用自動車に係る措置

警察署長は、運送事業用自動車が、通知の要件に該当すれば、法第１３条第２項の規定による通知の要件に該当することとなるので、運送事業用自動車通知事案上申書（様式第１９号）により、交通指導課長を経由して公安委員会に上申するものとする。この場合において、交通指導課長は、第３の２の手続を準用するものとする。

第５　備付簿冊

１　交通指導課長は、次の簿冊を備え付けるものとする。

簿冊名	保存期間
自動車運行供用制限処分決定書	長期
自動車運行供用制限処分関係書類集	３年
通知事案関係書類集	３年

２　警察署長は、次の簿冊を備え付けるものとする。

簿冊名	保存期間
自動車運行供用制限処分関係書類集	３年
通知事案関係書類集	３年